

費用について

和解・特定和解	トラブルの内容が 30万円以下の場合	トラブルの内容が 30万円を超えて140万円以下の場合
申込手数料	5,000円 [⊕] 消費税	20,000円 [⊕] 消費税
調停1回の費用 (期日報酬)	5,000円 [⊕] 消費税	10,000円 [⊕] 消費税
特定和解申込手数料	5,000円 [⊕] 消費税	
仲 裁		
執行力の付与のみを求める場合	5,000円 [⊕] 消費税	
金額の範囲内にて 結論を出す場合	10,000円 [⊕] 消費税	

R6.10.18 現在

アクセス



神奈川県司法書士会調停センター

〒231-0024 神奈川県横浜市中区吉浜町1(神奈川県司法書士会館内)
JR根岸線「石川町」駅 北口(中華街口)下車 徒歩1分

TEL.045-641-1553

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(祝祭日を除く)
<https://www.shiho.or.jp/kaiketsusupport.html>

Website



神奈川県司法書士会 調停センター

法務省認証 第14号／認証年月日 平成20年6月13日

裁判を
しないで

話し合いで
紛争を

解決してみませんか?



お電話はこちらまで

TEL.045-641-1553

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(祝祭日を除く)



法的トラブル解決サービスとは？

裁判によらないで紛争を解決する手続き (裁判外紛争解決手続き)の一種です。

裁判外紛争解決手続きとは、
裁判以外の方法で紛争を
解決する手段や方法をいいます。

裁判外紛争解決手続きには様々なものがありますが、
「かいけつサポート」は、このうち、話し合いにより紛争の解決をめざす
民間のサービスで、法務大臣の認証を受けたものです。



当センターの特長

友人とお金の貸し借りや、家賃をめぐるもめ事など、日々の暮らしの中でのちょっとしたトラブルについて「裁判をしないで解決したい」とお考えの方は、ぜひ「神奈川県司法書士会調停センター」をご利用ください。

夜間、休日にも
話し合えます

近くで
話し合えます

手続きは簡単です

手続きのご案内も
司法書士がいたします



手続きに必要なもの

- ①ご印鑑(認印可)
(利用契約書に押印いただけます。)
- ②身分証明書
(免許証、パスポートなど)
- ③費用



こんな事例がありました

トラブルの内容が140万円以下であれば、ご利用いただけます。

お金のトラブル

- ✓お金を貸したのだが返してくれない…
- ✓自分のギターを売ったのだが、お金を払ってくれない…
- ✓知人から借金の返済を迫られています。今すぐには返せない…

不動産をめぐるトラブル

- ✓住人が家賃を払ってくれない…
- ✓敷金を返してくれない…
- ✓地代のことで、折り合いがつかない…
- ✓貸家を修理したいので、住んでる人に出て行ってもらいたい…
- ✓高額な原状回復費用を請求されて困っている…



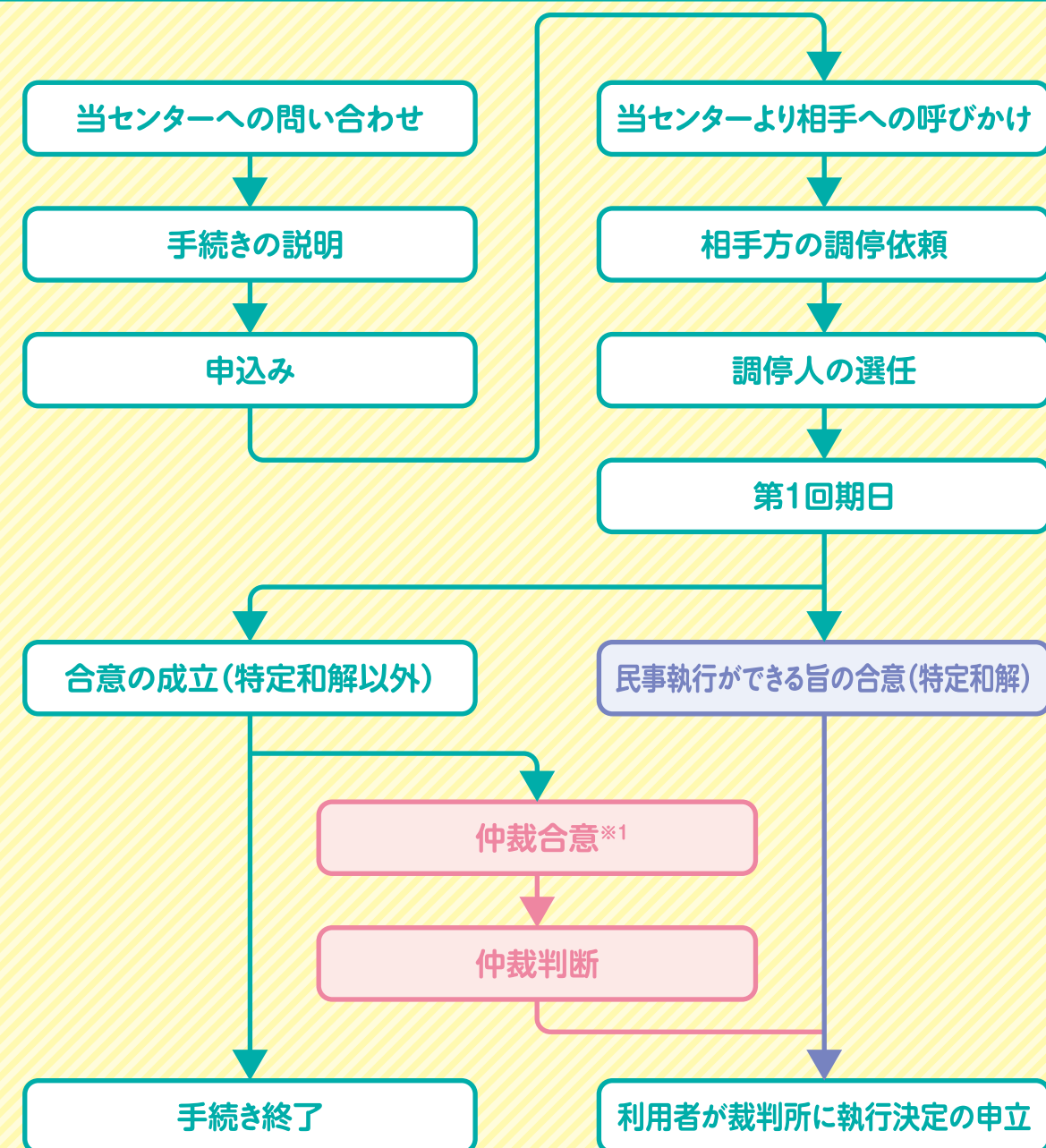
ご近所とのトラブル

- ✓子供が、近所の人にケガを負わされた…
- ✓飼い犬が近所の子に噛み付いてしまい
トラブルになっている…
- ✓近所の騒音がひどいので、困っている…

調停の流れ

司法書士が調停人として間に入り、当事者双方の話し合いを進めます。

当センターの一般的な手続きの流れ



	特定和解	仲裁※2
消費者と事業者との間で 締結される契約に関する紛争	×	○

※1「仲裁合意」とは、紛争解決を仲裁人の判断に委ねましよう当事者が合意することです。

※2「仲裁」とは、仲裁人が仲裁判断を行って紛争を解決する方法です。ただし、当センターの仲裁手続きは調停手続きを行ってきた調停人が調停で合意された内容に基づき当事者から最終的紛争解決を依頼された場合に開始します。

詳しくはお問い合わせください

TEL.045-641-1553

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(祝祭日を除く)